

公益財団法人徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金

【令和8年度事業】ご案内

公益財団法人徳島県文化振興財団は、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供等を行うとともに、こども達を含む多くの県民が主体的に鑑賞・参加できる幅広い文化活動を支援するため、県民及び県内文化団体、県内公立文化施設等が行う文化活動に対し、予算の範囲内で文化事業振興補助金を交付します。

補助金の対象となる事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

応募要件

補助金の対象者	補助金の対象となる事業
<ul style="list-style-type: none">・徳島県内の市町村又は市町村の公立文化施設・地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、徳島県内の公の施設の管理を行う指定管理者・徳島県内の文化振興に関わる団体及び個人 <p>※ただし、徳島県内に住所又は活動の本拠地を有することなど満たさなければならない条件があります。詳細は助成要綱の1ページをご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・音楽、舞踊、伝統芸能等の舞台芸術公演 (学校の部活動等学校教育に関する事業や営利を主目的とする事業は除く)・絵画、書道、美術工芸等の展覧会 (個展、会員展等を除く。ただし、徳島県の文化振興上特に必要と認める事業についてはこの限りではない)・各種文化関係者・文化団体等の育成事業・その他、徳島県の文化振興上、特に必要と認められる事業

※1団体につき、申請できる事業は1事業です（複数の事業は申請できません）。

補助金の額

・補助金の額は、当該事業の補助対象経費の総額から、当該事業実施に伴う入場料収入を控除した額を補助金算定経費とし、その算定経費の額により区分分けするものとします。なお、その区分については、以下のとおりです。

【補助金の額の区分】 ※金額別の採択枠は設定していません。

補助金の額の区分	10万円	25万円	50万円	75万円	100万円
補助金算定経費の額	20万円以上	40万円以上	80万円以上	130万円以上	180万円以上

なお、上表の補助金算定経費の額については、下限額を示したものであり、例えば、補助金算定経費の額が

130万円を超える事業であっても、補助金額50万円以下の区分に応募することができます。

・補助金は原則として当該事業が終了し、規定の報告書を提出していただいた後に交付します。

・補助金の額や対象経費、対象外経費については補助事業助成要綱の8・9ページをご確認ください。

※注意※ 最終的に補助金算定経費の額（補助金の額の区分）が申請時よりも減ったとき、交付決定の内容に違反したとき、内容に虚偽があることが判明したとき、活動の実施・完了が困難であると判断されたときなどは補助金を減額、又は取り消しする場合があります。

（※裏面に続く）

↓↓↓ 申し込み手続きについて ↓↓↓

申し込み受付期間	令和7年11月21日（金）～令和7年12月26日（金）必着 ※持参の場合、最終日は17時00分までの受付となります。
申し込み方法	規定の申し込み書類を用い、（公財）徳島県文化振興財団まで送付してください。 メールでの申し込みも可能です。
申し込みに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付要望書（様式第1号） ●収支予算見込書（様式第3号） ●その他参考となる資料 ・様式第1号～4号は公益財団法人徳島県文化振興財団が管理運営している あわぎんホールのホームページからダウンロードしていただけます。 ・申し込み書類は返却いたしませんので、必要な場合はコピーをとっておいてください。 ・詳しくは「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 助成要綱」をご確認ください。
交付内定までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・選考委員の評価を経て、補助する活動および補助する金額を内定します。 ・内定通知は令和8年3月頃に郵送で通知する予定です。 ・なお、内々定として令和8年2月頃には選考結果を通知します。

↓↓↓ 内定後の手続きについて ↓↓↓

申請の手続き（交付決定）から事業実施まで	<ul style="list-style-type: none"> ・内定者が内定を受諾した場合は、規定の補助金交付申請書類を提出してください。申請書類の内容を審査し、補助する活動および金額を決定します。 ・補助金の交付を受ける団体は、その旨をポスター、チラシ等の印刷物に明記してください。 (例) 助成：(公財) 徳島県文化振興財団 文化振興基金 ・決定後にやむを得ず事業内容（開催日、会場、演目等）を変更・中止する場合は、規定の事業変更承認申請書もしくは事業中止承認申請書を提出してください。ただし、軽微な内容変更はその必要はありません。
補助金交付まで 事業実施終了から	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の完了した日から30日以内（当該年度の3月中に事業が完了した場合は翌年度の4月10日まで）に規定の実績報告書類を提出してください。 ・実績報告書に基づき、補助金額を確定します。補助金交付確定書を受取後10日以内に規定の請求書をご送付ください。請求書を受け取った後、指定口座にお振込みいたします。 ・事業にかかった関係書類や経費の領収書等はすべて当該事業の終了の翌年度から起算して5年間保管してください。

※内定後の手続きについては、内定者に内定通知をする際に「事業実施の留意事項」も同封します。

手続きの詳細は「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 助成要綱」をご確認ください。

【お問い合わせ・書類送付先】

〒770-0835 徳島市藍場町2丁目14 (公財)徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金 係
TEL: 088-622-8121 FAX: 088-622-8123 E-mail: jigyo@kyoubun.or.jp HP: <https://www.kyoubun.or.jp/>
(TELによる受付: 8:30～17:30)